

## —投資信託・公共債・法人定期預金等の口座をお持ちのお客様へ—

### 個人番号・法人番号（マイナンバー）お届けのお願い

このご案内は、投資信託・公共債・法人定期預金等の口座を開設され、かつ個人番号・法人番号（マイナンバー）をご提供いただけていないお客様へのお知らせです。

該当のお客様には、当行よりダイレクトメールを送付させていただいています。

#### お願い

平成27年12月31日以前に、投資信託・公共債・法人定期預金等の口座を開設した場合のマイナンバー提供の猶予期間が平成30年で終了します。

当行へのマイナンバーの提供が必要ですので、必要書類をお持ちのうえ、最寄りの営業店窓口までご来店ください。

### 個人番号・法人番号（マイナンバー）の届出方法

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 個人<br>の<br>お<br>客<br>様     | <p>■必要書類（お持ちいただくもの）</p> <p>①個人番号（マイナンバー）が確認できる次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●個人番号カード ●通知カード</li><li>●住民票の写し ●住民票記載事項証明書（個人番号の記載があるものに限りです）</li></ul> <p>②当行よりお送りしたダイレクトメール</p> <p>③本人確認書類（ダイレクトメールをお持ちいただけない場合は、必要になります）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●運転免許証 ●運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付分）</li><li>●パスポート ●療育手帳 ●在留カード ●特別永住者証明書</li><li>●各種健康保険証 ●年金手帳 ●児童扶養手当証書 ●特別児童扶養手当証書</li><li>●印鑑証明書</li></ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>上記①が「通知カード」で、③「本人確認書類」が次の書類となる場合は、次の書類から2種類お持ちください。<br/>各種健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、印鑑証明書</p></div> <p>■ご本人以外がご来店される場合</p> <p>代理権確認書類（戸籍謄本等）と代理人様の本人確認書類もお持ちください。</p> |
| 法<br>人<br>の<br>お<br>客<br>様 | <p>■必要書類（お持ちいただくもの）</p> <p>①法人番号が確認できる次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●法人番号公表サイトの法人情報画面を印刷したもの（銀行窓口でもご準備できます）</li><li>●法人番号指定通知書</li></ul> <p>②当行よりお送りしたダイレクトメール</p> <p>③法人確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●登記事項証明書 ●印鑑証明書 ●社会保険料の領収書</li><li>●国税・地方税の領収書・納税証明書</li></ul>   |

以上